

平成28年第4回紀の川市議会定例会 第3日

平成28年12月 7日（水曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前11時46分

◎議事日程（第3号）

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 請願第 1号 有機質肥料製造工場建設反対について
- 日程第3 議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第190号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第192号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第194号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第195号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第198号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第199号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第200号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第201号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第202号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第204号 紀の川市道路線の廃止について

- 議案第205号 紀の川市道路線の認定について
 議案第206号 紀の川市道路線の認定について
 日程第4 選挙第 1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙
 日程第5 選挙第 2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙
 日程第6 選挙第 3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙
 日程第7 選挙第 4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（20名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	6番 大谷さつき	7番 石脇順治
8番 中村真紀	9番 榎本喜之	10番 杉原勲
11番 森田幾久	12番 村垣正造	13番 高田英亮
15番 西川泰弘	16番 坂本康隆	17番 室谷伊則
18番 上野健	19番 石井仁	20番 川原一泰
21番 堂脇光弘	22番 竹村広明	

○欠席議員（1名）

5番 仲谷妙子

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、提案されております議案に対しての総括質疑並びに委員会付託を行いたいと思います。また、本日、組合議会議員の選挙もお願いしたいと思います。

これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私からの質問をさせていただきます。

今回の質問は、「今こそ子どもたちの未来のための教育を」ということで、子どもたちの学習環境の現状と課題への取り組みについてであります。

本市では、学校施設の改築、耐震化やエアコンの設置など、ハード面での取り組みが早期から実施され、学校での子どもたちの学習環境は周辺のどの自治体よりも進んできています。しながら、学力面やいじめ・不登校など、子どもたちの課題への取り組みはまだまだ進んでいません。

毎年実施される全国学力テストでは、本市においても点数が全国平均を超えたり下回ったり、その結果に行政も市民も一喜一憂している状況ではないでしょうか。点数だけが本当の学力ではないことは、誰でも知っていることと思うのですが、また、いじめや不登校についても、なかなか解決の方向性は見えてきません。

これらの課題に対して、私たちの取り組みが後手後手になり、目先の対策に終始しているように思われます。今こそ、本市の将来の担う子どもたちを健やかに元気に育てるために、教育方法を根本的に見直し、本市として独自の取り組みを進めていってほしいと考えます。そのためには、秋田県、福井県など教育の先進県の取り組みとその学習環境の現状を知ること必要です。

これらのことを踏まえて、次のことをお尋ねします。

まず1つ目は、1クラス30人未満学級の実施についてです。

教育先進県を見ると、多くの学校で実施されています。この人数なら、一人一人の児

童・生徒に先生が目が行き届き、子どもたちの個性に応じた対応や指導、また子どもが抱える生活課題などにしっかりと対応できるようになります。本市でも、人口減少とともに学校に空き教室がふえつつあり、教室の有効な活用方法と考えます。

次に、自主性育成のための学校行事の見直しです。

学校では、これまで授業時間の確保のため、子どもたちの自主活動の時間が削られてきました。子どもたち自身が個性を発揮し、仲間と共同活動を行い、発表する機会を多く与えることで自分に自信を持って一人一人がやる気を出し、積極的に行動する力や仲間意識、思いやりの心がついてくると考えます。

次は、教職員の充実です。

学校現場では、授業や子どもたちへの対応だけではなく、事務処理の増加、保護者対応、校外行事への対応など多忙化が非常に進んでいます。そのため、放課後などに課題を持った児童・生徒にじっくりと対応し指導する時間がなかなか確保できません。時間がないため、そのまま帰さざるを得ないことも多々あります。児童・生徒、保護者と学校が信頼関係を深め、早期に子どもたちの課題に対処するためにも、教職員の充実は欠かせないと考えます。財政的な問題は理解していますが、今のこの時期だからこそ、本市として進めなければならないと考えます。

次は、小中一貫教育の検討です。

小、中の児童・生徒の交流はある程度進んでいると思いますが、小学生が中学校に進学する際、いわゆる中1ギャップが課題となっています。小中一貫教育を進めている先進自治体では、実施した結果として、いじめや不登校が減少するとともに、学力が向上していると報告されています。

次は、保幼小中の連携、交流の推進です。

子どもたちの生活課題は、保護者も含めて幼少期からの生育途上に生じてきます。学校が連携して子どもの課題を共有し、継続的に見守り、指導していくために欠かせないと考えます。

最後に、地域共育コミュニティとの協力の推進です。

今年度で市内全域で実施されるとのことですが、地域・保護者と学校の信頼関係をさらに深め、協働して子どもたちを見守り育てるために、コーディネーターの配置も含め、教育委員会としてのこれからの取り組みをお聞きしたいと考えます。

以上、6項目についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 紀の川市教育委員会では、合併当初より「教育環境の充実」を重点施策とし、安全・安心な学校づくりを推進しており、小中学校校舎の増改築事業・耐震補強事業・空調機器設置事業など、計画的に進めてまいりました。

また、「基礎学力の向上」、「心の教育の充実」、「学校・家庭・地域の連携強化」、

「大学や企業との連携」を重点施策とし、基礎学力を備えた健やかで思いやりのある子どもを地域ぐるみで育てることを目標に学校教育の充実を図っており、財政状況を考慮しながら、ハード・ソフト両面ともに他自治体に引けをとらない学習環境の整備を行ってきたところであり、今後も引き続き充実した取り組みを進めていかなければならないと考えております。

議員御質問の1クラス30人未満学級の実施、それから教職員の充実について、答弁をさせていただきます。

現在、40人学級を基本とし、和歌山県教育委員会の基準に従って、計画的な教職員の配置がなされております。当然、市教育委員会といたしましても、一人でも多くの加配教員の配置を目指し要望をいたしているところではございますが、市独自の配置、加配となりますと財政的に大きな負担を強いることとなりますので、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、自主性育成のための学校行事の見直しにつきましては、平成26年度に学校管理規則を改正し、夏季休業期間を小学校で3日、中学校で7日短縮して授業時数の確保をいたしておりますが、現時点におきましても中学校3年生では確保に苦慮することもございます。

文化祭等、児童・生徒の自主性育成活動につきましては、画一的に全ての児童・生徒が参加する形態にこだわらず、各学校において多面的なアプローチにより自主性を育成していく取り組みが必要であろうと考えております。

続いて、小中一貫教育の検討につきましては、紀の川市立小、中学校適正規模・適正配置等検討委員会の作業部会におきまして、今後のあり方の一つの案として「義務教育学校」の導入について議論をいたしているところではございますが、導入におけるメリット・デメリットの検証を重ねながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、保幼小中の連携・交流の推進につきましては、平成24年度から紀の川市保育所・幼稚園・小学校連絡協議会を設置し、保育所及び幼稚園から小学校への滑らかな接続を図り、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性を育むための教育を推進するため、交流実践部・開発実践部・合同研修部の3部に分けて活動し、交流会や研修会の実施及び連携カリキュラムの作成等を行っています。

小学校と中学校の交流事業といたしましては、小学校6年生が中学校を訪問して学校生活やクラブ活動を見学し、児童・生徒の交流を深めている学校もございますので、全市的な実施を推進していきたいと考えております。

最後に、地域共育コミュニティとの協力強化につきましては、地域共育コミュニティ活動が平成20年度から桃山地区において、「きのくに共育コミュニティ推進事業」として始まり、本年度には市内全地区の小、中学校で実施されております。教職員、保護者、そしてボランティアが一体となって、登下校等の見守りや図書ボランティア、創作活動実習の講師など学校でのさまざまな取り組みを地域ぐるみで行っていただいております。

今後は、学校、保護者、地域の連携活動がさらに活発になるよう協力体制を強化したと
考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問させていただきます。

教育長にお伺いしたいと思います。

今、教育部長よりお答えいただいたんですが、中でも、1クラス30人未満学級や教職
員の独自加配などは、早期の実現が難しい課題であるとは思っています。しかしながら、
教育長も教育現場に長らく経験されてこられました。日々、成長していく子どもたちの抱
える課題が数多くあり、待つてはられない状況であること、早く取り組むほど効果も出
てくることは理解されていると思います。取り組みが後手後手に回らないためにも、今こ
そ本気になって情熱を傾けて教育改革を進めていただきたいと思います。教育長のお考
えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 太田議員の再質問にお答えいたします。

1クラス30人未満の学級の実施や教職員の充実につきましては、先ほど部長が答弁し
たとおり、いずれの場合においても市独自の教職員や講師の雇用が必要となり、実現でき
れば本当に素晴らしい教育環境となりますが、厳しい財政状況の中で大きな負担が発生す
ることにもなりますので、まずは引き続き、県に積極的な少人数学級への移行を要望して
まいりたいと思います。

また、議員御指摘のとおり、毎日成長していく子どもたちの課題が数多く、待つていら
れない状況であることも事実であり、多面的な視野に立ち、きめ細やかな取り組みが求め
られるであろうと考えておりますが、今、各学校においてそれぞれ特色ある取り組みを実
践し、成果を上げております。

私は、所信表明でも申し上げましたが、これからの紀の川市の教育を担っていく若手教
員が、指導力や授業力をつけ、プロの教師として学校活性化の担い手になるよう取り組む
ことが重要であると考えていますが、いずれにしても教育現場に当面する課題については、
常に問題意識を持ち、学校現場だけではなく保護者や地域の方々とともに、健やかで感性
豊かな人が育つまちを目指して取り組みを実践してまいりたいと考えておりますので、議
員各位におかれましても、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再々質問をさせていただきます。

最後に、市長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

はじめにも述べましたが、本市の児童・生徒の学習環境は、ハード面では大変充実して

きたと思います。しかし、子どもたちを取り巻く生活環境は、核家族化や経済情勢など、昔とは大きくさま変わりし、厳しくなっています。また、人口減少も進んでいます。

今こそ、本市の将来を担う子どもたちに最良の学習環境を整備していくときではないかと考えます。人的配置は、財政面等大変厳しいとは思いますが、今しかないと思うのです。親が子どもを一番に大事にするように、私たちも子どもたちを一番に考えてあげることだと思いますが、このことについて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

紀の川市にとっては、合併当初より、まず子どもたちの安全・安心な教育環境ということで、学校の校舎等々の整備を最重点項目として取り組んでまいりました。99%校舎等については耐震化も進み、環境は十分整ったと、そう思っております。

そんなときに、引き続き、いろいろと取り組んでいく中では、人的な配置が最も効果があるということも承知をいたしております。

先ほどから教育長や部長が答弁したとおり、厳しい財政状況の中ではございますけれども、県教育委員会並びに関係機関等要望しながら、市としてハード・ソフト両面において、でき得る限り充実を図ってまいりたいと、そう考えておりますので御理解をいただきたいと、そう思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、18番 上野 健君の一般質問を許可いたします。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） 議長の許可をいただきましたので、私は観光交流事業によるまちづくりについての一般質問を行います。

今日、日本には外国からたくさんの観光客が訪れております。もう今まで2,000万人を超えたというたくさんの方であります。

我が紀の川市におきましても、「第1次長期総合計画」のこの冊子の中にも書いておりますけれども、年間210万人の方が市外から紀の川市を訪れていただいているわけでありまして、この第1次長期総合計画も来年、平成29年で終わるわけでありまして、その間、観光交流事業の施策の効果はどうであったのか、そういうことの検証について、まず答弁を願いたいと思います。

それから、現在において、今現在、観光協会が中心となって観光交流事業に取り組んでおられると思うんですけれども、今のその現状についても答弁をお願いして、第1回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。上野議員の御質問に答弁をさせていただきます。

第1次長期総合計画における観光交流振興施策として、「魅力ある田園観光交流のまちづくり」を掲げ、多種多様な農産物が生産できる地域性、美しい景観や自然、歴史や文化資源など豊かな地域資源を活用するとともに、観光協会等の団体と連携を図りながら受け入れ体制を整え、まちの活性化を推進するためにそれぞれの事業を実施してまいりました。

議員御質問の施策の検証という点で申し上げますと、成果指標としている平成29年度年間観光客数目標値218万人に対し、平成27年度実績では189万人にとどまっております。目標に達していないのが現状でございます。こうした要因につきましては、農業を主とする地域資源があらゆる面で十分活用されていないこと、個々にはすぐれた観光交流資源があるものの、相互の受け入れ体制と連携が不十分なために大きな成果を生み出せていないことなどが考えられます。

しかしながら、観光協会においては、ホームページをリニューアルしたことによるアクセス数の増加、キャラクターを活用した積極的な物販や観光PRの実施、市産農産物を基本とする推奨特産品開発の拡大などにも取り組んでおりまして、また、市におきましても観光施設のトイレ改修、青洲の里への「道の駅」設置などにより、徐々にではありますが明るい展望も見えつつあります。

また、平成26年度より本市最大の魅力である「フルーツ」を地域資源の中核に位置づけ、「紀の川市＝フルーツのまち」として、魅力アップ、イメージ強化を行う「観光ファン拡大事業」に着手し、市民を巻き込んだ事業展開を進めております。月1回のワークショップを通して、本市の魅力発信、体験プログラムの創出、フルーツの新商品開発などの取り組みも行っており、加えて、総合戦略の一環として地域おこし協力隊2名を採用し、この事業主体となる「フルーツ・ツーリズム研究会」へ参画していただくとともに、企画立案、ファンクラブの仕組みづくりや広報活動にも現在取り組んでいただいております。

今後におきましても、「フルーツ・ツーリズム研究会」が市民の交流の場として、人を育て、地域資源を磨き、持続可能な観光客受け入れ体制づくりの中心組織となれるよう、しっかりと支援をしてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） 再質問であります。

今、農林商工部長の答弁にもありましたように、フルーツ・ツーリズムがこれからの紀の川市の観光交流事業の主体となっていくということは、私は紀の川市は温暖な気候のもと、そして豊富なフルーツを中心に、その特性を生かしての地域観光づくりは、フルーツ・ツーリズム研究会が中心となって取り組んでいくことは大変大事なことであると思

ますし、私は期待をしております。

それともう一つ、そんな中、今、全国と和歌山県においてでありますけれども、観光による地方創生にDMOという取り組みの動きがあります。DMOは、観光地域づくりのマネジメントを一体化して、そして実施していく観光事業であると思っておりますけれども、その取り組みは他の市町村と連携をしていく場合と、そして市単独で取り組んでいく場合と二つあるわけでありましてけれども、紀の川市は単独で取り組んでいくというふう聞いておりますけれども、このDMOに対しての観光振興の方向性について、答弁をお願いして、再質問いたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

まず、日本版DMOの定義でございますが、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と共同しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と、今、非常に難しいわけでございますけれども、そういった定義になってございます。

また、国の地方創生の柱として、全国的に取り組んでいる事業でもございまして、わかりやすく申し上げますと、地域で旅行者を受け入れる観光地域づくりの法人でございます。また、対象エリアでございますが、複数都道府県にまたがる区域を一体とした広域連携DMO、複数の地方公共団体にまたがる区域を一体とした地域連携DMO、それから基礎自治体である単独市町村の区域を一体としたDMO、この三つに大別ができます。議員からお話ございました、本市では最後の基礎自治体のエリアという中で、今、検討を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、本市では観光ファン拡大事業の今までの取り組みを通じまして、フルーツ・ツーリズム研究会のワークショップを継続し、地域おこし人材の発掘や育成に加え、地域資源の発見、体験型観光に視点に立った観光地域づくりを今後も引き続けてまいるとともに、この団体と観光協会が両輪となり、関連事業者と市民が連携しながら一致団結して取り組める体制を目指していきたいと考えてございます。

なお、DMO組織は、定義におきましても各団体とのかじ取り役でございます。これらも十分考慮いたしまして、本市においても観光地域づくりDMOについて、さらなる調査研究を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

18番 上野 健君。

○18番（上野 健君）（質問席） 再々質問を行います。

市長にお尋ねをいたします。

市も合併をして11年目を向かえ、いつも市長がおっしゃっているように、常々、「住んでよかったと言える紀の川市」ということでありますけども、年々、そのまちづくりに向かって進んでおると思っております。

そこで、最近ちょっと感じたことが少しありますので、それについて話をさせていただきます。

といいますのは、この前、紀の川市に住んでおられる方が、女性ですけれども、私と石井議員と二人で、広報の関係ですけれども、広報で「紀の川市で頑張っている人」という特集があるんですけど、その取材をさせていただきました。その方は、礪本容子さんという女性の方で、皆さんの中にも御存じの方もいらっしゃるんですけども、竹房のパラグライダースクールの所属であります。ハングライダーの選手であります。2年前の女子世界選手権で優勝いたしまして、ことし1月にオーストラリアで飛行距離367.6キロという、女性では世界記録の達成をされて認定をされた世界を舞台に活躍している女性であります。

彼女は、11年前に大阪の枚方市より紀の川市に移住されていまして、今、旦那さんと娘さんと3人、この市役所の近くのそこの古和田に住んでおられます。それで、いろいろお話を聞けたんですけども、最後にこの紀の川市に合併した当時から住んでおられるんですけど、「どうですか、どういう感じがしますか、印象はどうですか」とお聞きをいたしました。そしたら、「紀の川市は、やわらかくて、おおらかな感じがします。季節感があり、素晴らしいです。紀の川市大好き。ここに来て本当によかったと思っています」と答えていただきました。毎年たくさんの方が紀の川市を訪れてくれておりますが、その中の礪本さんのような方が、どんどんどんどんふえていただくことがいいのになという思いをいたしまして、大変うれしくなった思いがいたします。

それから、この前、11月26日に、ホール田園で京奈和関空連絡道路の講演がありまして、私も参加をさせていただいたんですけど、この講演を聞いておりますと、近い将来、国内はもちろん、海外からも多くの観光客がこの紀の川市を訪れるという予想がされます。

私たちは、サイクリングクラブをしていますけれども、友好都市である西帰浦市との交流だけではなく、アジアで最大のサイクリング国である台湾との交流も視野に入れて進んでいこうと思っております。そういうふうに、今お話をさせてもらったんですけども、素晴らしい方がこの紀の川市に来ていただいている、そしてまた素晴らしい道路がつながっていく、そんな中で今後、国際交流が非常に盛んになっていくのであるかという予想がされます。

それに今後、観光交流事業は、地方創生の一端を担う重要な事業と考えますが、将来に向けての取り組みについて、市長の見解をお尋ねをいたしまして、私の再々質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

全国では、観光を国家戦略に掲げ、「あすの日本を支える観光ビジョン」として多くの施策を打ち出し、大胆な改革を断行していただいておりますが、外国人旅行者も2,000万人を超えるということの中で、消費額の新たな目標設定、国内においても地方創生戦略の中に、豊富で多様な観光資源の活用に加え、観光の力で地域の雇用を生み出すなどの具体的な対策も盛り込まれておるところであります。

本市においては、特に宿泊場所が少ないなど多くの課題や問題点もありますけれども、地方創生など国の補助を活用し、紀の川市産フルーツの魅力をしっかりと伝え、訪れてくれる方々に体験交流などを通して楽しんでいただける体制を整えていくことや、観光協会・商工会・関連事業者などとうまく連携を図り、市内観光交流資源の機能が発揮できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、今、議員が御発言にございましたように、サイクリングを生かした地域活性化や国際交流の取り組みについても御提案をいただけたらと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、上野 健君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、12番 村垣正造君の一般質問を許可いたします。

12番 村垣正造君。

はじめに、旧那賀・桃山庁舎の跡地利用についての質問をどうぞ。

○12番（村垣正造君）（質問席） それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、旧那賀・桃山庁舎の跡地利用、有効利用について、一般質問をさせていただきます。

御存じのとおり、既に貴志川庁舎は河南図書館、また近畿農政局が使われております。そしてまた、打田の庁舎は、本庁としての利用、また粉河庁舎は、4園統合での保育所の設置ということで進められているわけなんですけれども、人が集まるところとして有効利用が図られております。

そこで、今後、旧那賀庁舎、桃山庁舎は、計画によりますと、那賀庁舎は平成28年、今年度ですね、設計して、29年度、来年度が解体、そしてまた、桃山庁舎は、平成29年の解体と設計、30年度解体の予定と聞いております。この前、2庁舎の跡地利用につきましては、とりあえず駐車場にするとということで聞いております。

旧庁舎というのは、本当に住民にとって長い間に地域行政の拠点として利用されていた場所であり、駐車場による利用は本当に有効利用なのか。そして、これはどういうふうに、どういうところで決められたのか疑問に感じるわけでありまして。

この旧庁舎の問題に対して、過去に4人の議員が質問されております。平成21年には杉原議員、平成23年には松本元議員、平成24年には高田議員、そして近々では平成2

6年第1回の定例会では、榎本議員がこの問題に質問されております。榎本議員は、特に旧那賀・桃山分庁舎の取り壊し後の跡地利用についてどのように考えておられるのかということで質問をされ、当時の総務部長であります竹中部長が、この2庁舎は借地の問題とか、桃山では水道の施設等、諸問題はある。ですけれども、そういう課題の検討も並行して早期に取り組み、議員の皆様方の御意見、御提案をいただきながら、有効な跡地利用の計画策定に向け検討・協議を重ねていきたいという、これは当時の竹中部長の答弁です。

そしてまた、このとき同時に、橋口、当時企画部長が、こういう旧庁舎はそれぞれ旧庁の時代から長年にわたり地域行政の拠点として地域の方々に親しんでいただいているところでございます。そのため、地域の新しいまちづくりを進める上で、重要な要素として方向性を見出し、的確に有効利用することが当該地域の活性化を促す新たなまちづくりにつながるものと考えております。そして、ちょっと段々があるんですけど、最後に、どういう形であれ、最善の方法で地域の意見を十分お聞きしながら慎重に進めをしまいたいと考えておりますと。

というのは、この2年前に、こういうふうに跡地利用を考える場合は、皆さんと相談しながらとか、こういうふうな答弁がなされているわけなんですけれども、これはどうなっているのかと、これもまた疑問に思うわけなんです。

そこで、まだ今のところ、とりあえず駐車場ということですので、ほかの有効利用も考える予知があるのではないかと考えております。そのためにも、住民の方々、特に若い人なんかですと、一緒になってそういう話し合う場を、有効利用する場をつくっていただきたいというふうに提案いたします。

先日、11月27日、日曜日、第2次長期総合計画の策定に当たっての紀の川市のワールドカフェというのが、本庁で開催されております。これはもう、なるほど市民の意見を聞きながら、次の第2次長期総合計画に反映していくということで、本当にいい試みだと思っております。

ただ残念ながら、96名の参加の中で60歳以上が約4割5分から半分近いというところで、ちょっとこの辺が残念なんですけれども、もっと若い人が入っていただいて、そしてまた、できたら大学の先生なり、そしてまた学生なんかを入れた上でのこの跡地利用の話し合いの場を早期につくるべきではないかと提案いたします。

その答弁をいただきたいと思えます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 村垣議員の御質問にお答えいたします。

旧那賀分庁舎及び旧桃山分庁舎の取り壊し後の跡地利用につきましては、現時点では、それぞれの支所が取り壊し予定の旧分庁舎に隣接した形で業務をとり行っておりますので、来客用の駐車場として活用する予定となっております。

今後、旧那賀分庁舎跡地及び旧桃山分庁舎跡地を地域の活性化につながる有効な活用方

法を検討する際には、市民や地域の意向・要望を反映させることが必要不可欠だと考えておりますので、議員から提案いただいたような行政と地域が一体となり、また有識者等の意見も参考に活用計画をつくり込んでいけるような機会や組織を検討していきたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

〔村垣議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、予防接種料についての質問をどうぞ。

12番 村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（質問席） この予防接種につきましては、特にインフルエンザの予防の接種料金についての質問をさせていただきます。

現在、皆さん御存じのとおり、第1番目には早目のワクチンの接種、そして石けんでの手洗いとかうがい、マスク等が有効であると言われておりますが、一番注目されるのは、僕4年前ぐらいから厚生常任委員会やらせていただいて、インフルエンザワクチンの予防の接種料金の、非常にアンバランスがあると、高いところもあれば低いところもあると、病院によっては、非常にこの差が激しいということが疑問に思っておりました。

それは、なぜかといいますと、これは第一番目が自由診療であるということがひっかかっております。そしてまた、第2番目は、病気でないため保険がきかないということですね。ということで、このような差が出ていると思うんですけれども、私は細かく調査いたしました。

一端を申しますと、打田地区では13医院、粉河地区では7医院、那賀地区で3医院、桃山地区で5医院、貴志川地区で12医院の電話取材、場外の調査だったんですけれども、非常に大きな差が出ております。病院の名前は出しませんのんですけれども、一番安いので2,500円、一番高いところで5,000円という、物すごい開きがあるわけなんです。だから、これは何とかならないかといつも思ってるんですけれども。

例えば、今、指導とするんですか、できるだけかかりつけ医を持ってくださいと、これは本当に僕は思うんですけれども、そのたまたまたかかりつけ医が、高い場合と安い場合あるんですよね。だから、この予防接種だけに、ほかの病院や安いところへ行くというのは、これ非常に難しいと思うわけなんです。

だから、まず第1点目に、接種料金の何とか統一感というんですか、話し合いができないのかということ、まず質問させていただきます。

それと、2番目には、高齢者に対する、65歳以上に対する予防接種料についての那賀医師会との協定されている接種料金のことです。

今、65歳以上は、全ての人が1,500円、ことしから1,500円になるんですけど、それで済むわけなんですけれども、那賀医師会との提携しているというんですか、その接種料金が5,150円と、ちょっと高いところでの接種料金の取り決めをやられているみたいなんですよね。

というのは、先ほど言いましたように、一般の普通のお医者さんですと2,500円から5,000円、平均してほとんどが3,000円か3,500円、3,300円が平均になっているんですね。だから、同じ病院へ行っているのに、那賀医師会全体との契約が5,150円と、非常に高い契約がされているということで、これは定期の接種になっておりますので、いろんなヒブワクチンとか乳幼児のワクチン、小学生のワクチン、高齢者ワクチンと、この取り決めをやられているわけなんですけれども、非常に高いなんていうのは、これはちょっと僕はおかしいんじゃないかなと思っております。

この接種料金の見直しの時期に、もう一度話し合いが持てないかと、接種料金の見直しを検討していただきたいというのが2問目です。

第3問目は、これは政策にかかわるところなんで、市長に答弁を求めたいと思います。

というのは、このインフルエンザワクチンの接種料の中学生以下への助成について、幾らか助成できないかということの質問なんです。現在、インフルエンザの状況といいますと、教育委員会で把握されているのは、学級閉鎖、学年閉鎖を小学校では16校中11校、そして中学校で6校中4校、保育所では、確実に確認できているのは6園なんですけれども、16園中6園が学級閉鎖とかされております。

そして、これも教育委員会の調査の中では接種率ですね、接種率では、小学校では約40%、中学校では約35%、保育所は確認できていないことになっております。だから、接種率が低いというのが、インフルエンザワクチンの場合は65歳以下は任意接種ということもありますのが、13歳未満は2回を接種しなければいけないということが大きくなっております。特に、子育て世帯では負担が大きいのも、接種率の低いのが原因の一つではないかと思っております。

そこで、助成制度を実行するに当たり、私なりに試算をしております。できないかということで、そして、とりあえず中学生以下といいますと、子ども医療費の無料の対象者といいますと、紀の川市では約7,200人、そして先ほど言いましたように、接種率が35%から40%ということなんで、まずこれ50%という接種率で考えますと、接種する方が3,600人、そして助成する金額なんですけれども、2回で3,000円、1回1,500円ということで、まあ言えば、65歳並の部分を出しますと、1,080万円という金額が必要になってきます。

それに対して、財源はどこにあるのかなと、いろいろ私なりに考えてみました。まず第1番目には、ふるさと創生資金の中で、ふるさと創生資金を送ってくれる方が、ある程度こんなものに使ってください、こういうものに使ってくださいという項目が6項目あるんですけれども、その中で、一つの中には、健やかで感性豊かな人がまちづくりに関する事業に使ってくださいと。そして、6項目のうち、もう1項目に、特に用途は定めないという項目がございます。

この金額を平成28年1月20日から、今年から始まったんですけれども、返戻をするという意味でのふるさと納税資金のことなんですけれども。合計してみますと、平成28

年1月20日から本年11月29日まで、この二つを足しますと4,499万5,000円、4,500万円ぐらいあるんですね。そのうちの返戻というんですか、品物で送り返すというのは約50%、半分が返さなあかん、半分が残るということで、残りが2,250万円ぐらいが残っております。先ほど、3,000円の助成に対して1,080万円必要なんですけれども、この2,250万円の半分も使えば、一応できるんじゃないかなと試算しました。

そして、もう一つの財源は、65歳以上の方が今、1,500円、全員が対象になっているんですけれども。例えば、65歳でも多少余裕のある方が僕はいらっしゃると思っております。その方の65歳の課税対象者を全体から見ていると、約7,000人あるわけなんですよね。そのうちで、現在、大体接種されている方は60%、それは非課税の方も一緒です。だから、課税対象者に60%しますと、大体7,000人です。60%で7,000人。それで、それを1,000円いただいて、2,500円をいただいて、その1,000円だけでも約700万円ぐらいですね、浮いてくるということなんです。

だから、こういうことを子育て支援という政策の中で、助成制度を導入してはどうかということを提案したく、市長からの答弁をいただきたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、村垣議員の御質問にお答えいたします。

インフルエンザの予防接種についてという御質問の中で、各医療機関における任意接種料に大きな差があることについて、またその任意接種料に比べ定期接種として市が実施している医師会との接種に係る委託料が高いことを見直してはということについて、答弁申し上げます。

まず、議員も申されたように、任意接種のインフルエンザワクチンの接種料の各医療機関の見直しについては、インフルエンザの接種は病気に対する治療ではないため、健康保険が適用されず、またワクチンの価格は昨年から値上げされていますが、ワクチン製造メーカーや卸問屋で価格が異なり、また、これに診察料や注射手技料が加わり接種料が決まるという自由診療の中で、各医療機関の接種料となっています。このため、市が見直しに関与することは難しいと思われまますので、御理解をいただきたいと思います。

さらに、予防接種法の定期接種である65歳以上の高齢者のインフルエンザ接種料についての医師会との委託料の見直しに関しましては、現在、定期接種としてほかの予防接種の接種料と同様に、那賀圏域として岩出市とともに診療報酬を参考に、診察料、注射手技料等及び薬剤を含めて算定をして、医師会と協議することによって委託しているものであります。

議員のおっしゃるように、委託料の改定の必要が生じたときには、岩出市と2市で那賀医師会との協議の場において、議員が提案されている御意見も踏まえ協議してまいります

ので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 村垣議員の子どもたちのインフルエンザの接種について、無料にしてはという御提案、予算の裏づけまで御心配をいただいてありがとうございます。

いろいろとある中で、当市においては中学生までの医療費無料ということで、全国に先駆けて取り組みを進めている中で、長期総合計画や総合戦略など、市の方針に照らして、今後政策的な検討を加え判断するものと思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔村垣議員「なし」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、村垣正造君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時48分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、質問します。

質問の内容ですが、本市における人権教育・人権施策に対する取り組みについてです。

なお、この通告書には、発言事項、その要旨として、「障害者差別解消法」がことし4月1日より施行されたが、その取り組みはということも通告しておりましたが、きのう並松議員のほうからも質問がありましたので、省かさせていただきます。

質問の内容ですが、本市における人権教育・人権施策に対する取り組みについてです。

和歌山県では、11月は同和運動推進月間、11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として、同和問題の解決、人権の教育・啓発について取り組んでおります。

我が国では、昭和22年に、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の3原則を柱とした日本国憲法が施行され、この3原則の柱である基本的人権の尊重は、人間が生まれながらにして持っている自由と平等、人間らしく生きる権利を基本的人権として尊重していくことが明記されており、公共の福祉に反しない限り、国民一人一人の基本的人権

が尊重されることを保障しています。

今日、時代の変化とともに、さまざまな人権問題、差別問題が発生しています。本市においても、人権教育・人権啓発にも積極的に取り組んでいるが、いまだ問題が生じています。

市の人権に関する市民意識調査、これは平成26年度の報告によると、「今までに自分が差別を受けたり人権を侵害されたことがありますか」という設問に対し、「あると思う」と答えた人が26.3ポイントで、「ないと思う」と答えた人が59.3ポイント、前回調査の平成20年度では、「あると思う」と答えた人が23.0ポイント、「ないと思う」と答えた人は75.4ポイントでした。「あると思う」が3.3ポイントの増加、「ないと思う」と答えた人が16.1ポイントの減少でした。26.3ポイントの人が、差別や人権を侵害されたと答えています。市民の中で、4分の1の人が差別や人権を侵害されているということです。

それも、平成20年度の調査より増加し、されていないという人が減少している。これは、人権意識が向上したことにより、差別や人権を侵害されたと感じているのか、実際に差別や人権侵害を直接受けているのかは不明ですが、現実問題として、意識調査では4人の一人の割合でこういう感想が述べられている現状。前回調査より悪化している現況には、やはりもっと人権教育や人権啓発を活発に行っていかなければならないのではないのでしょうか。

市民意識調査による設問で、「あなたは人権尊重の理解を深めるために、何が効果的だと思いますか」に対し、「学校教育や社会教育の場での学習が必要」と答えた人が圧倒的多数で58.2ポイント、続いて、テレビ・ラジオによる啓発が27.3ポイント、講演会・講座・研修会などによる学習が26.1ポイントとなっております。やはり断トツで、教育が大切であると思っております。

国においては、「人権教育・人権啓発の推進に関する法律」が平成12年に施行され、平成14年には、人権教育・啓発に関する基本計画が閣議決定され、進められています。紀の川市においても、人権教育と人権啓発の二つの柱により、この人権問題・課題に取り組む必要が大事ではないのでしょうか。

この現状を踏まえ、人権侵害のない全ての人権が尊重される社会の実現に向け、どのように取り組むのかということです。教育委員会では、「お互いの人権を尊重し合い、ふるさとを愛し、感謝の気持ちを大切に、生き生きと輝いている」と施策目標に掲げています。

学校現場では、児童・生徒のいじめや体罰、児童虐待など、子どもに対する人権が問題になっております。各学校において、独自の人権基本方針が出されておりますが、教育委員会ではどのように学校現場と連携をとりながら進めているのか。また、生涯学習においては、市内全小学校の保護者を対象とした女性・子ども・高齢者・障害者などの人権問題についての学習を各小学校において実施したとあるが、十分推進できたのかということで

す。

また、人権啓発推進については、現在、市民部人権啓発推進課で取り組んでおりますが、さまざまな人権施策がある中、ことし4月1日より施行された「障害者差別解消法」や、この11月17日に衆議院で可決され、あす8日には参議院法務委員会で審議される「部落差別の解消の推進に関する法律案（通称・部落差別解消法）」が和歌山県選出の二階先生が提案なされております。

この差別とついた法案、障害者差別解消法が最初であったかと思えます。それに続いて、部落差別解消法の成立が間もなく見込まれる中、人権教育や人権啓発にどのように取り組むのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 学校教育現場におきまして、人権が尊重される環境づくりを進めていくために、教育委員会・学校・保護者、それに地域が連携をとって、人権教育の取り組みを進めていくことが大切であると考えてございます。

それぞれの学校では、教育計画において人権教育における全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じて効果的な指導を行っております。

教育委員会では、毎年人権教育の推進について各学校の取り組みでどんな課題があるのか、重点的に取り組む課題は何か、どんな資料を活用しているのかなどについてアンケートを実施するとともに、指導・助言を行っております。また、毎年教職員の人権意識向上のための研修を実施しておりまして、今年度は「障害者差別解消法」の内容理解と教育現場での合理的配慮等について研修を実施いたしました。

議員御質問の児童・生徒間で喫緊の課題になっております「いじめ」に関する指導では、「いじめ対応の原則（すばやく、みんなで）」という時系列の対応マニュアルを作成し、各学校に配布しており、素早い対応に努めております。

いじめ情報をつかむ方法は、本人の訴え、児童・生徒からの報告、保護者からの報告、地域からの通報、青少年センターからの通告などがありますが、「サイン」発見のため、各学校では日ごろの子どもの様子を目配り・気配りしながら観察を行っております。また、定期的にアンケートを実施し、常に児童・生徒の実態の把握にも努めております。

加えて、ソーシャルワーカー1名と教育相談員3名を配置し、子どもたちの相談に乗るとともに、教職員と情報を共有し、対策や問題解決に当たっております。

また、いじめ問題だけではなく、各学校では、同和問題のほか障害者・高齢者・女性・子どもなどあらゆる人権に関しても取り組みを実践しており、一例を申しますと、高齢者との触れ合いを通じて、先人の知恵を知るとともに高齢者の介護や福祉問題考える機会をつくったり、車いすの疑似体験などを通じて障害者を理解するなど、発達段階に応じた人権学習に取り組んでおります。

次に、保護者を対象にした人権学習の実績についてでございますが、広く人々の人権問

題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を図るとともに、人権にかかわる問題の解決に資するため、「保護者学級」を実施しております。

保護者学級は、市内16全ての小学校で児童の保護者を対象に、年6時間以上、女性・子ども・高齢者・障害者など、さまざまな人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けるため実施いたしております。

平成27年度の実績といたしましては、全16校全体で、実施回数59回、参加人数は延べ5,491人となっており、人権に対する理解と認識は深まっていると考えてございます。

教育委員会といたしましては、今後も児童に対して、学校教育現場の中で、また保護者に対しては、保護者学級など社会教育で、それぞれ学びの場で人権に対する正しい理解と認識を得るための人権学習を推進してまいりたいと考えており、関係部署と連携をさらに密にして進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 人権啓発を推進する立場から、現状の取り組み、今後の取り組みについてお答えいたします。

近年、人権問題に関するさまざまな法律が施行されており、本年4月からは、「障害者差別解消法」が施行され、また、本年11月に開催された臨時国会におきましても、部落差別問題に特化した法律「部落差別の解消の推進に関する法律」が審議中となっております。

本市におきましても、全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を平成18年に施行し、さらに人権施策の総合的な推進を図るための基本方針「人権施策基本方針」を策定いたしました。しかし、近年ではインターネット上での人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題など、社会情勢の変化に伴い新たな人権課題が生まれ、取り組みはますます複雑多様化しているところです。

このような中、本市ではこれまで取り組んできた人権施策の成果と今後の課題を見きわめるため、「人権に関する市民意識調査」を平成26年度に実施し、その結果の反映と新たな法令の施行や諸計画の実施を踏まえ、さまざまな行政分野における人権課題の解消に向け、人権施策を総合的に推進するための指針となる基本方針を昨年度に改定を行ったところでございます。

また、本市の人権教育・啓発を進めていく上で、中長期的な目標を設定し、進捗状況を把握し、各部署の総合調整を図りながら推進する「紀の川市庁内人権推進検討委員会」を実施しているところでございます。

さらに、人権に関する新たな法律が施行または改正された際には、人権啓発推進課を通じ関係部署に周知、連絡を行い、人権教育を担う教育委員会と連携を図りながら人権施策の進行管理を行ってまいります。

今後におきましても、人権施策は市政の重要な柱の一つと位置づけ、紀の川市人権施策基本方針に基づき、行政と市民との協働と連携により、なお一層の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問します。

ただいまの答弁の中で、いじめ問題だけでなく、各学校では同和問題、障害者の人権、高齢者の人権、女性の人権、子どもの人権についても取り組みを実施しているとお答えいただきましたが、具体的にどのように取り組んでいるのか、再度、部長にお尋ねします。

また、人権啓発推進に対して人権問題や課題が複雑多様化しており、人権に関するさまざまな法律や法令が次々と施行、または改正される中で、人権教育・啓発について直接指導、学習相談及び人権教育・啓発、関係団体の育成を図ることを目的に設置されている紀の川市人権教育指導員に対しては、現在、週3日の非常勤職員が勤務しておりますが、現在の設置状況を強化し、さらなる人権教育・啓発の充実を図る必要はないのか。

以上について、再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどの答弁でも、一例を申しますということで、具体的な答弁をさせていただきました。重複することになるかと思っておりますけれども、高齢者につきましては、触れ合いの場を設けまして、高齢者の福祉問題とか介護等々の考える機会をつくるといったこと。また、車いすの疑似体験を通じて障害者の理解を図るといったようなことでございます。

それぞれの学校によりまして、実際の体験等々違うわけでございますけれども、それぞれの学校で考えております人権に対する取り組みというものはそれぞれでございますので、今、全ての学校でどういったことがされているというのは資料は持ち合わせておりませんので答弁はできませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、一例を申し上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 私が、今、質問したのは、各校における個別のことに取り組んでおるということで聞かせていただいで、その答弁を求めております。

○議長（竹村広明君） 取り組み状況の答弁。

稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 申しわけございません。

全ての学校ということではなくて、個別の、例えば一つの学校を例にとって御説明させ

ていただくということで御了解をいただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、人権教育に関する全体計画というのをつくってございます。学校では。

それで、その中で重点的に取り組む人権学習の到達目標というのをつくってありまして、女性につきましては、性別による固定的な役割分担・意識を是正して、男女平等感を育むといったことについての教育。子どもについては、子ども自身が権利を持つ人間であるという主体的意識を育む。また、同和問題については、同和問題を正しく理解し、差別を取り除く人間を育成するといったこと。また、障害者については、障害についての理解や介助・福祉の問題について理解と認識を深める。高齢者については、高齢者についての正しい認識を育てるとともに、交流活動を積極的に取り組むという個別的なアプローチがござります。

一方で、普遍的な観点からのアプローチというのもござります。例えば、人権の概念という世界人権宣言の内容について、そういったことを学習の中で考えていくといったこと。また、多様性の受容ということで、お互いの違いを認め合うといった、そういった教育。また、コミュニケーション能力、それと法の下での平等、先ほど議員がおっしゃられました法の下での平等、そういったことにつきまして、教科の中でも教育をしているということでござります。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時13分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

先ほど、答弁漏れがございましたので、再度、答弁を願います。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの御質問で、教育委員会として学校にどういった具体的な指導ということでございましたので、その件について答弁をさせていただきます。

教育委員会といたしましては、大きな計画といたしまして、「教育大綱」がござります。その中でも、教育委員会として人権教育を推進するということが書かれております。また、学校教育指針の中にも、豊かな心を育てるということで、人権教育を推進するということ掲げて、計画の中に入れておりますので、学校教育計画にその旨といいますか、教育委員会が掲げる計画とリンクして教育計画をつくっている。それで、学校現場で実践をしていくという、そういうことござりますので、教育委員会といたしましては、一番大きな教育大綱、それから各年度に計画いたしております学校教育指針、その中で位置づけをして指導をいたしております。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（自席） 人権教育指導員についての御質問でございます。

議員御指摘のように、我が国では基本的人権の尊重として、国民一人一人の基本的人権の尊重を保障されている中、インターネットやスマートフォンの普及やヘイトスピーチなど、社会情勢の変化とともに、社会的弱者や社会的少数者に対する人権侵害が多数発生しておるところです。

そのような中、国におきましても新たな法律や法令が施行または改正され、国民の人権を尊重し、差別をなくす取り組みが行われております。

過去5年を見ましても、平成23年度には、「人権教育・啓発に関する基本計画」と「障害者基本法」が改正され、翌年の平成24年度では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、本年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、この5年間で人権にかかわる21の法律の施行や改正が行われてきました。

このように、人権に関する多岐・多方面にわたる法整備や、社会を取り巻く人権問題・人権課題に対してのさらなる対応を進めるため、人権教育指導員の勤務形態の充実は必要不可欠であると考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再々質問であります。教育部局の長である教育長と行政部局のトップである市長にお伺いたします。

まず、教育長に質問します。

「原発避難いじめ」という、大変痛ましい出来事が現在報道されています。生徒は、小学2年のときに、福島第1原発事故で福島県から横浜市に自主避難した。転校直後から繰り返された理不尽ないじめに押しつぶされそうになりながらも、「今まで何回も死のうと思ったが、でも震災でいっぱい死んだから、僕は生きると決めた」と生きる決意をつづっています。

生徒と保護者の悲痛な訴えは、教師に黙殺され、市教育委員会も重大事態と捉えなかった。また、大津市のいじめ、自殺事件をきっかけに、3年前に施行された「いじめ防止対策推進法」の理念とは正反対の対応であり、教育の放棄に等しいと第三者委員会が厳しく批判しておりました。生徒を傷つけたばい菌扱いは、風評が形を変えたもので、風評と陰口の根っこには、意識差別や偏見があり、排他的な主義を思想につながっています。

児童・生徒をいじめから守るためには、学校を中心とした組織的な取り組みが必要であるのではないのでしょうか。何事においても、きちんとした教育、人の心を正しく育てる教育があってこそ人権教育と言えるのではないのでしょうか。このことについて、学校現場と教育委員会との連携のあり方や各学校に共通した必須项目的な取り組み、指導はどのよう

にされているのか、伺います。

また、市長に伺います。

市長には、今後の市政の中で、人権部局の位置づけです。人権問題、課題の解決に向けた取り組みについては、古くから和歌山県は非常に先進県であると言われ、県庁に県庁人権局が置かれ、人権にかかわるさまざまな問題に取り組んでいます。

紀の川市も人権施策基本方針を立て、同和問題はじめ、女性・子ども・高齢者・障害のある人などの人権問題の解決に向け、家庭・学校・地域社会及び企業における人権教育・啓発活動にも取り組まれています。平成30年4月に向けた紀の川市組織機構案については、現在ある人権啓発推進課が市民部地域振興課人権平和施策班と位置づけられて検討された経過があります。

基本改訂を行い、今後も人権行政を市への重要な柱の一つと位置づけ、この基本方針に基づき、行政と市民の皆様との協働と連携により、人権施策の一層の推進に努めてまいりますと力強くうたわれているのに、市の組織機構案では後退するような改革になるのでしょうか。

先ほども申し上げたとおり、部落差別解消法は、市長も親交が深い二階先生の提案で出されております。人権問題については、二階先生が長年にわたって熱心に取り組んできたテーマでもあるのです。人権教育・人権啓発を後退するのではなく、人権部局の位置づけを上位に上げて積極的に取り組む決意はないのか。このことについて、市長の見解を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 中尾議員の再質問にお答えをいたします。

いじめ問題については、学校において喫緊の課題で、いじめが起こってはならないということで、管理職をはじめ教職員も今、アンテナを広く張りめぐらして、いじめがないように、起こらないようにということで取り組んでございます。

紀の川市教育大綱に、全ての人がお互いを認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指すとしておりますように、教育委員会といたしましては、学校教育、社会教育にかかわらず、紀の川市の市民としてお互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して楽しく教育を受けられる環境づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

「21世紀は人権の世紀」と、これは世界的に言われている言葉でございます。大変重要な問題ということは、市としても、また議員各位にも同じ考えだと思います。

紀の川市としましては、「紀の川市の市民憲章」の一つとして、「人権を尊重し、思いやり、助け合い、笑顔と挨拶で和を広めます」と、そういう位置づけの中で、さらには

「安全、安心なまちづくり」ということで、差別のないまちづくりができてこそ、それを安全・安心なまちづくりと言えるものと考えております。

そのようなまちづくりのためにも、人権教育・啓発、今後も紀の川市政にとって大変重要だと考えておまして、この問題については、先ほど教育委員会、また市民部長も答弁したとおり、「第1次長期総合計画」に基づき、また、平成25年3月から平成29年までの後期総合計画に基づいて、紀の川市のまちづくりを進めてまいったわけであります。

そして、平成30年度に策定される「第2次長期総合計画」の策定に今取り組んでおるところであります。今後の組織の機構改革を実施するに当たり、新たな組織機構を検討するためには、「行政組織機構改革検討委員会」を設置しておるところでありまして、この検討委員会におきましても、紀の川市政における人権施策の取り組みは大変重要であるとの認識のもとで位置づけをしております。

また、議員おっしゃられましたように、この人権に対するその取り組みの課の設置とか人員の配置とか、そういうことにつきましては早急に検討してまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（竹村広明君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

鞆淵の診療について、お聞きをいたします。

鞆淵診療所は、山間僻地の医療のためには大変重要なもので、その果たす役割は大きいと思っております。診療所は、旧粉河町時代に設けられたもので、医師が現地に住み、医療に従事するというのが当初の条件だったと思います。しかし、現在は和歌山市に居住していると聞きます。これについて、どう考えていますか。

また、現在の医師があと2年で定年を向かえると伺っています。それについての対応策は検討していますか。

そして、病院の経営状況ですが、国からの交付税算入分とかもあると思いますが、市の負担する額は幾らになっているのですか。

現在、医師1名、職員の看護師2名、職員の事務職1名、臨時職員の事務職1名の方によって運営されていますが、1日大体10名程度の患者さんに対して多くないですか。適切な人員だと考えていますか。

鞆淵診療所を継続して運営していくために、民間医療機関への委託や共同運営などは考えていけないでしょうか。

1回目の質問です。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 医師が紀の川市内に居住していることにつきましては、鞆淵診療所の所在が山間僻地ということもあり、医師不在のことがたびたび起こり、運営に苦慮してきた経緯がございます。現在の医師が、平成11年4月に家族とともに診療所医師住宅に移り住み、勤務を始めて以来、安定的に医療を提供してまいりました。

しかし、医師家族の状況の変化により、平成19年より紀の川市外に住居を移して、医師が診療所に通勤して勤務を現在も続けているところでございます。市外に居住してから現在に至るまで、診療業務自体に支障がないことから、医師が紀の川市外に居住していることはやむを得ないと考えているところでございます。

「医師の定年後の対策は」の質問ですが、現在の医師の定年退職日は平成30年度末となっております。その後の医師の確保につきましては、まず現在の医師に定年退職後も一定の条件で勤務する意思の有無を確認の上、状況によっては医師募集情報サイト登録による求人を行うとともに、自治医科大学や和歌山県の地域医療支援制度などを通じて、医師派遣、あっせんを検討してまいりたいと考えているところでございます。

経営状況は、平成27年度で診療収入等が約4,700万円に対し、医業費などの支出が約3,100万円で、約1,600万円程度の黒字ですが、医師報酬、職員給与など約4,380万円を要しましたので、約2,780万円の不足となったことから、一般会計から約1,610万円余り、国保特別会計から1,172万6,000円を繰り入れて運営しております。一般会計繰入金の内訳は、赤字補填分1,490万余り、公債費分122万円余りとなっております。

4点目の職員数は適正な人数かにつきましては、鞆淵診療所の職員数は、所長の医師以下、臨時職員を含め5名で、平成27年度の診療日数は207日、年間延べ2,972人に診療を行っております。

地域住民の減少に伴い患者数も減少していますが、高齢化により診療所に求められる医療の内容も変化しており、例えば、何種類か出される薬を1回の服薬時に間違えないように一包にまとめて提供するなど手間がかかっております。また細野地区へ週1回の出張診療を行っており、患者に添った医療の提供を行うには現状の職員数が必要と考えているところでございます。

最後に、運営の委託や共同経営の考えにつきましては、鞆淵診療所は地域住民の強い要望と市の国保直営診療所として行政が地域の状況に鑑み医療を提供しなければならないと考えるところですが、経営状況は、さきに述べましたとおりでありますので、この状況での存続は財政上からも難しくなりつつあることから、今後、検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

今、御答弁いただいたように、経営状況も余り芳しくないし、その中でも人件費も非常に高いと思っております。国家公務員と同等の給与ということで、医師には非常に高額が払われておりますが、それも若い医師なら安いのかと、だったら来てくれるのかと、いろいろ医師探しにも苦慮すると思えます。また、鞆淵地区には小、中学校もあり、学校医も兼任していただいているという形もあろうかと思えます。

地区にとって、この診療所はなくてはならない存在であるということは、私も思うところではありますが、最後に聞かせていただきました民間の医療法人等の委託とか共同運営という形を探っていったらどうかと、赤字の圧縮と安定的な医療の提供という形で、現在私も聞いておるところでは、興味を示していただいている医療法人もあるということで、これにつきまして市長に、最後、方針的に答弁をいただけたらと思えます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 榎本議員の鞆淵診療所の問題について、再質問にお答えをしたいと思います。

議員も言われましたとおり、鞆淵診療所につきましては、旧粉河町時代から僻地の診療所として地域住民の医療・健康・福祉向上を目指して開設されてきたわけであります。

合併後、何回となく先生にもお会いをして、従来はあの場所で生活をされて、いつでも診察をしてもらえる状況だったということの中で、また鞆淵だけではなしに、細野地区も今度は紀の川市となって一緒に診察をお願いしたいということもお願いをしたり、報酬、給料の問題等々についても、何回となく話し合いをしてまいりました。

そんな中で、従来の難しい状況の中で来ていただいた状況の経緯もある中で、いろいろと苦慮、悩みもありました。議員言われたように、あと2年すれば定年等々、またほかの医療の関係の皆さん方から、公設民営等々委託の問題の話もあるわけで、この先生が定年になって終わるということではなしに、今後に向けては鞆淵診療所の取り組み状況、また職員の問題等々十分相談をしながら、また議会にも相談をしながら、もちろん存続ということの中でうまくいく方法を考えてまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔榎本議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

日程第2 有機質肥料製造工場建設反対について

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第2、請願第1号 有機質肥料製造工場建設反

対についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託いたします。

日程第3 議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について から

議案第206号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第206号 紀の川市道路線の認定についてまでの18議案を一括議題といたします。

本案についても、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

ただいま議題となっております18議案については、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております18議案について、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4 選挙第1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、選挙第1号 公立那賀病院経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、公立那賀病院経営事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

公立那賀病院経営事務組合議会議員には、堂脇光弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堂脇光弘君を公立那賀病院経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堂脇光弘君が、公立那賀病院経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました堂脇光弘君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5 選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第5、選挙第2号 那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀休日急患診療所経営事務組合規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員には、堂脇光弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堂脇光弘君を那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堂脇光弘君が那賀休日急患診療所経営事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました、堂脇光弘君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第6 選挙第3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第6、選挙第3号 那賀広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀広域事務組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀広域事務組合議会議員には、堂脇光弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堂脇光弘君を那賀広域事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堂脇光弘君が那賀広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました堂脇光弘君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

日程第7 選挙第4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第7、選挙第4号 那賀児童福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、那賀児童福祉施設組合同規約第5条第1項第2号及び第6条第3項の規定により議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決しました。

那賀児童福祉施設組合議会議員には、堂脇光弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました堂脇光弘君を那賀児童福祉施設組合議会議員選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました堂脇光弘君が那賀児童福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただいま選出されました、堂脇光弘君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

以上で、議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、あすから12月21日までは議案精査日といたします。12月22日木曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時46分）